

■議案第65号 四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例について

【要旨】

本町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を高知県に委託することについては、先の町議会3月定例会の議案第21号で議決されました。

これに伴い本年8月1日以後については、対象事務の権限が受託側に移り、委託側は権限を失うこととなりますので、その権限に属する事項を処理するために設置した四万十町行政不服審査会を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

【内容】

1. 四万十町行政不服審査会条例（平成28年四万十町条例第4号）を廃止します。
2. 条例の廃止に伴い必要となるその他の条例改正を行います。
 - ① 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第35号）別表中、行政不服審査会委員に係る規定を削除します。
 - ② 四万十町手数料条例（平成18年条例第57号）別表中、行政不服審査会に係る規定を削除します。

【施行期日】

令和2年8月1日

【新旧対照表】

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)		(略)	(略)		(略)
農業委員会 農地利用最適化推進委員	基本額・37,000円 月額 活動・成果実績額 予算の範囲内において町長が別に定める額		農業委員会 農地利用最適化推進委員	基本額・37,000円 月額 活動・成果実績額 予算の範囲内において町長が別に定める額	
情報公開審査会委員	日額 7,000円		行政不服審査会委員	日額 7,000円	
(略)			情報公開審査会委員	日額 7,000円	
			(略)		

四万十町手数料条例（抜粋）

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	手数料の 名称	単位	金額	適用	区分	手数料の 名称	単位	金額	適用
(略)					(略)				
行政 不服 審査 法	行政不服 審査法第 38条に基 づき審理 員が行う 提出書類 等の写し 等の交付	白黒1枚 につき	10円	A3版 以内	行政 不服 審査 法	行政不服 審査法第 38条に基 づき審理 員が行う 提出書類 等の写し 等の交付	白黒1枚 につき	10円	A3版 以内
		カラー1 枚につき	80円				カラー1 枚につき	80円	